

◇ 八尾市芸術文化基本条例について(令和4年3月 24 日制定、4月1日施行)

(主な変更点)

	項目	内容
1	(前文)	芸術文化活動に限定を加えるような表現は好ましくないとの意見を受けて、「芸術文化による八尾ならではの創造と交流の基盤」の「八尾ならではの」を削除。
2	(定義)	定義に「芸術文化による創造及び交流の基盤の形成」について定義に追加し、前文の内容を変更。
3	第2条(定義)芸術文化	芸術の範囲に「芸術的評価を伴うスポーツを含めるものとする」としていたが、明確に定義をすることは難しく、記載を削除。
4	第4条(市の役割)～第7条(学校等の役割)	芸術文化振興に向けた各主体の役割について、市以外の市民、事業者、学校等については、市の役割として、理解を求めていくという表現にしていたが、分かりにくいという指摘があり、それぞれの役割として規定。
5	その他の条文	庁内協議及び政策法務の観点等により、一部文言を変更。

◇ 八尾市芸術文化推進基本計画について

・令和4年4月 20 日～5 月 20 日 パブリックコメントの実施

・パブリックコメントの意見を反映し、6月市議会定例会で報告 ⇒ 6月末計画策定

(主な変更点)

	項目	内容
1	「芸術文化による創造及び交流の基盤」の愛称	「やおクリエイティブコモンズ」としていたが、商標登録の関係で、「やおうえるかむコモンズ」に変更した。
2	P7 計画で取り組む芸術文化の範囲	条例の変更に合わせ、スポーツを対象から除外。
3	P11 事業一覧表の凡例	コモンズで実施が期待される事業イメージの説明をパターンA、B、Cで記載。
4	P14 ネットワーク図	より詳しく記載した。「行政・公共施設」、「個人のアーティスト」等の追加。「中間支援組織」を「市民活動支援ネットワークセンター」へ変更等。
5	追加した内容	・P2、3 ビジョンマップ(完成版) ・P8 コラム「文化芸術」と「芸術文化」について ・P30 イラスト「やおうえるかむコモンズでイベントを実施する流れ」 ・P32 コラム「やおうえるかむコモンズ」の名称の由来
6	P48、49 用語解説	パブリックコメントの意見を踏まえ、巻末に用語解説を追加。